

## 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

### ポイント

- 8月6日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」※1が公布（意見募集結果※2も同日公表）、併せて通知「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について」※3及び「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」※4が発出されました。
- 主な政令・通知改正の内容は、以下のとおりです。
  1. 公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限等の改正
  2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙
  3. 在職老齢年金見直しに伴う加給年金の取扱い変更
  4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備  
（企業型DC加入可能年齢引き上げ、企業型DC加入者のiDeCo加入要件見直し等に伴う規定整備）
  5. その他の改正項目（国民年金手帳廃止、所得税法施行令改正等）
- なお、「国民年金手帳の廃止」にかかる省令については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」※5として6月30日に公布済です。

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」](#)

※2 [「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集の結果について」](#)

※3 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について（通知）」](#)

※4 [「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」](#)

※5 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」](#)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

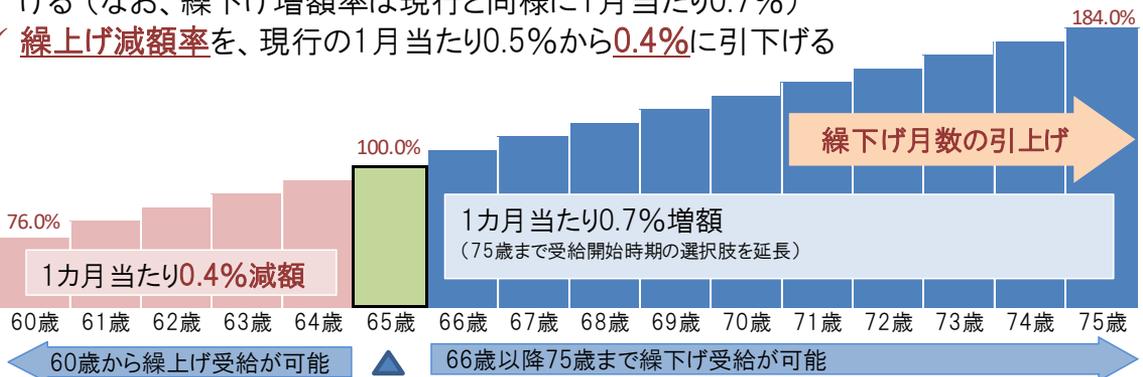
# 1. 公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限等の改正

## 【公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限の改正】

【施行日】 2022年4月1日

(国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令の一部改正)

- 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給開始時期の選択肢を、現行「60～70歳」から「60～75歳」に拡大することに伴い、以下の見直しを実施
- ✓ **繰下げ受給の待期月数上限**を、現行の60月(5年分)から**120月(10年分)**に引き上げる(なお、繰下げ増額率は現行と同様に1月当たり0.7%)
- ✓ **繰上げ減額率**を、現行の1月当たり0.5%から**0.4%**に引下げる



## 【経過措置】

- ✓ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の改正後の繰上げ減額率は、施行日(2022年4月1日)の前日において、60歳に達していない者に適用する
- ✓ 老齢基礎年金の繰下げ待期月数上限の見直しは、施行日(2022年4月1日)の前日において70歳に達していない者(65歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、当該受給権を取得した日から5年を経過していない者)に適用する
- ✓ 老齢厚生年金の繰下げ待期月数上限の見直しは、施行日(2022年4月1日)の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過していない者に適用する

## 【標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置追加】

【施行日】 2022年・2024年10月1日

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化

等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

- 被用者保険の適用拡大により、被保険者全体に対して標準報酬の比較的低い短時間労働者の割合が増加することが見込まれるため、賃金変動率が押し下げられ、年金額にマイナスの影響が及ぶことがないよう、標準報酬の平均額の算定方法を定める規定に所要の読み替えを規定する(算定に際して、所定労働時間別構成の要素を考慮)

## 【継続被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置追加】

【施行日】 2022年10月1日

- 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の「長期加入者特例」及び「障害者特例」の受給権者について、施行日前に支給事由が生じた受給権者で施行日前から引き続き同一の事業所に勤務している場合は、定額部分の支給停止を行わない

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列举

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

【施行日】 2022年10月1日

- 被用者保険の適用拡大について、5人以上の個人事業所に係る適用業種に「土業」が追加されることに伴い、当該土業として以下を規定
- ✓ 弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士

## 3. 在職老齢年金の見直しに伴う加給年金の取扱い変更

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

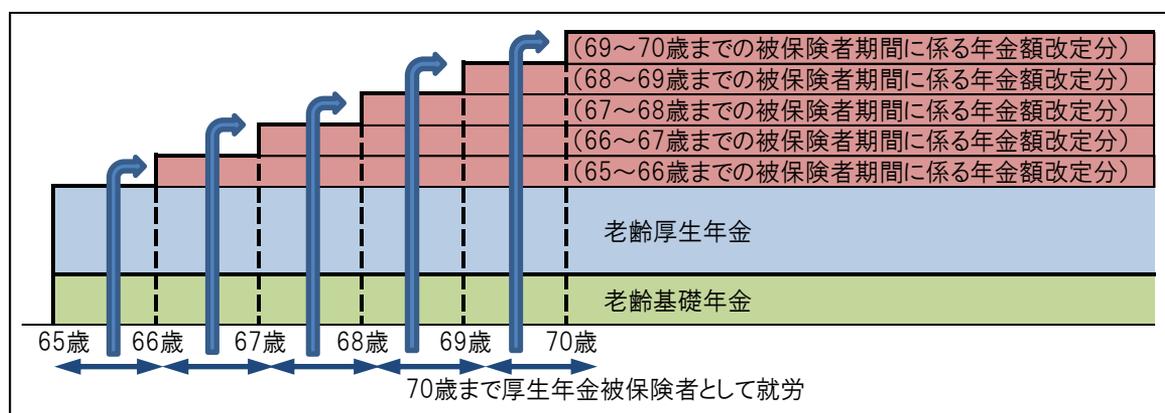
【施行日】 2022年4月1日

- 在職老齢年金の見直しに伴い、以下の見直しを実施
- ✓ 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する(在職定時改定の導入)ことに伴い、被保険者期間が240月以上となった場合は、加給年金を支給する
- ✓ 配偶者の在職老齢年金が一部でも支給されている場合は加給年金が支給されないが、一方、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金が全額停止されている場合には加給年金が支給されている不合理を解消するため、この場合において、加給年金額に相当する部分の支給を停止する

### 【経過措置】

- ✓ 施行日(2022年4月1日)の前日において、加給年金が加算されている老齢厚生年金および障害厚生年金の受給権者であって、低在老の支給停止基準額の引上げ又は加給年金の支給停止規定の見直しにより加給年金が支給停止となるものについて、加給年金の支給停止は行わない

### <ご参考> 在職定時改定の仕組み



発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備

### 【企業型DC及びiDeCoの加入可能年齢引き上げに伴う変更】

【施行日】 2022年5月1日

(確定拠出年金法施行令の改正)

➤ 企業型DC及びiDeCoの加入可能年齢の引き上げに伴い、以下の見直しを実施

<企業型DC>

✓ 年齢要件および同一事業所要件の規定を削除

<iDeCo>

✓ 国民年金任意加入被保険者(第4号加入者)の拠出限度額は月額6.8万円とする

✓ 公的年金の給付を受給する場合はiDeCoの加入者となれないが、当該給付は「繰上げ受給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金」とする

### 【ポータビリティの拡充】

【施行日】 2022年5月1日

(確定拠出年金法施行令・確定給付企業年金法施行令の改正)

➤ 企業型DCから企業年金連合会の通算企業年金への移換が可能となることに伴い、個人別管理資産の移換の申し出を受けた企業型DCの資産管理機関は、当該移換の申し出があった旨を企業年金連合会に通知する等、手続き規定の所要の改正を実施

➤ 終了DBからiDeCoへの移換が可能となることに伴い、手続き規定の所要の改正を実施

### 【企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う変更】

【施行日】 2022年10月1日

(確定拠出年金法施行令の改正)

➤ 企業型DC加入者がDC規約にiDeCo加入に関する規定がなくてもiDeCoに加入できるようになることに伴い、以下の見直しを実施

✓ 企業型DC加入者がiDeCoに加入するためには、**事業主掛金は毎月拠出かつ各月毎に拠出限度額の範囲内であること**

✓ **iDeCo掛金も毎月拠出かつ各月毎に拠出限度額の範囲内であること**

✓ **iDeCo掛金の拠出限度額について、以下の見直しを実施**

① 企業型DCのみ加入者は2万円。ただし、事業主掛金が3.5万円を超えたときは超えた額を2万円から控除した額(=5.5万円-企業型DC事業主掛金額)

② DB・企業型DCの加入者は1.2万円。ただし、事業主掛金が1.55万円を超えたときは超えた額を1.2万円から控除した額(=2.75万円-企業型DC事業主掛金額)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備(続き)

### 【企業型DC概要書の記載項目の追加と簡素化】

【施行日】 2022年1月・10月

(通知「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」)

- ✓ 企業型DC規約の承認申請又は届出に際して添付している「概要書」について、「iDeCoの加入の可否」等の項目を追加するとともに、既存の記載項目の簡素化を行う

＜今回の追加項目＞

- ① iDeCoの加入可否：2022年10月以降の承認申請・届出から必須項目
  - ② 拠出限度額の経過措置の適用：2024年12月から必須項目(それまでは任意)
  - ③ 他の企業年金制度の規約番号：2024年12月から必須項目(それまでは任意)
- ✓ 2022年1月以降に提出する承認申請書等について、概要書を電子ファイルにより作成し提出することを原則とする
  - ✓ なお、電子ファイルによる提出が困難である事業主については、各地方厚生(支)局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間(ただし、2024年11月末日までを適用日とする承認申請等に限り)の例外的な取り扱いとして、「紙」により作成し提出することを可能とする

## 5. その他の改正項目

(所得税法施行令第70条の改正)

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 退職所得控除額の計算の特例において、DCから一時金を受給する場合、その年の前年以前14年以内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している期間は、所得控除額の計算の調整を行うこととされているが、この「14年内」を「19年内」に変更する

(国民年金法施行令の一部改正)

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得したものについては、(国民年金手帳に代えて)基礎年金番号通知書を公布する
- ✓ 国民年金手帳の廃止に伴い、「国民年金手帳」を引用している規定を削除する等の所要の規定の整備を行う

### 【経過措置】

- ✓ 施行日(2022年4月1日)より前に国民年金手帳の交付を受けている者に対しては、基礎年金番号通知書の公布は行わない
- ✓ 現に交付されている国民年金手帳は、当分の間、基礎年金番号を明らかにすることができる書類と見なす

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。